第六十二条の三第一項及び第八項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削り、同条第十項中「同法第二条第三十六号に規定する」を削り、同条第十一項第二号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで」を「第四十二条の五、第四十二条の六」に改め、「、第四十二条の五の二第二項」及び「、第四十二条の七第二項」を削る。

第六十三条第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第六十六条の四第六項中「更正（第十五項）」を「更正（以下この条」に、「同条第四十号」を「同法第二条第四十号」に、「決定（第十五項）」を「決定（第十七項」に改め、同条第七項中「この項、次項及び第十一項第二号」を「この条」に改め、同条第八項中「又は当該」を「当該」に、「検査する」を「検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十九項中「第六項まで」の下に「及び第九項」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　第十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「租税特別措置法第六十六条の四第十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

第六十六条の四第十六項中「法定納期限」の下に「（同法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定に係るものを除く。）」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「賦課決定（以下この項」を「賦課決定（以下この条」に改め、「から第四項まで（同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正（同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。）に係る部分を除く。）」を削り、「同条第五項及び」を「同条第三項及び第四項並びに」に、「同法第七十条第五項中「前各項」を「同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び租税特別措置法第六十六条の四第十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により」と、「、前二項」とあるのは「、前二項及び同法第六十六条の四第十七項」と、同条第四項中「第一項又は前項」に、「前各項及び」を「第一項、前項又は」に、「第六十六条の四第十五項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同法」を「第六十六条の四第十七項」と、同法」に、「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十五項」を「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　法人が当該法人に係る国外関連者との間で行つた取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

第六十六条の四第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号を次のように改める。

二　第八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第六十六条の四第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「前二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

第六十六条の四の二第一項中「前条第十五項第一号」を「前条第十七項第一号」に改める。

第六十七条の二第一項中「百分の二十二」を「百分の十九」に改める。

第六十七条の十四第二項の表第二十三条の二第一項の項の次に次のように加える。

第五十二条第一項第一号イ	普通法人	普通法人（特定目的会社を除く。）
第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十七条第十一項第一号	普通法人	普通法人（特定目的会社を除く。）
第五十八条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十八条第六項第一号	普通法人	普通法人（特定目的会社を除く。）
第五十二条第一項第一号イ	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）
第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十七条第十一項第一号	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）
第五十八条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十八条第六項第一号	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）

第六十七条の十五第三項の表第二十三条の二第一項の項の次に次のように加える。

第五十二条第一項第一号イ	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）
第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十七条第十一項第一号	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）
第五十八条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十八条第六項第一号	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）

第六十七条の十六第二項中「第二条第二項第十九号」を「第二条第二項第十八号」に改める。

第六十八条第一項中「すべて」を「全て」に、「百分の二十二」を「百分の十九」に、「百分の二十六」を「百分の二十二」に改める。

第六十八条の三の二第一項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第二十三条第一項の項中「掲げる特定目的信託」の下に「（以下「特定目的信託」という。）」を加え、「次条第一項及び第六十九条第一項において「特定目的信託に係る受託法人」」を「以下「受託法人」」に改め、同表第二十三条の二第一項の項の次に次のように加える。

第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十八条の三の二第一項第一号（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十七条第十一項第一号	普通法人	普通法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。）
第五十八条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十八条の三の二第一項第一号（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十八条第六項第一号	普通法人	普通法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。）